

Q2-3.駐在員事務所の設立手続について教えてください。

外国企業が台湾において営業活動を行う場合は、現地法人もしくは支店を設立することになります。しかし、台湾において営業活動を行わない場合には、現地法人や支店を設立する代わりに、駐在員事務所または連絡事務所を開設するという選択肢があります。

駐在員事務所は、法律上台湾において支店を持たない外国企業がその代表者を台湾へ派遣し、業務上の法律行為を行うため、下記事項を経済部へ届け出ることにより、設立します。(会社法第386条)。

1. 会社名、種類(株式会社、有限会社等)、国籍および所在地
2. 本社の資本金および本国における設立登記日
3. 本社の営業項目およびその代表者が台湾で行う業務上の法律行為の内容
4. 台湾内の訴訟および非訴訟代理人の氏名、国籍、住所または居所

現地法人や支店と異なり、駐在員事務所は営業行為を行うことができませんので、営業登記は不要ですが、給与等の源泉徴収義務を負うことから、税務上の登録番号である税籍番号は必要となります。

駐在員事務所の設立手続概要は以下のとおりです。

項目	管轄官庁	所要時間
1 駐在員事務所設立登記申請	経済部商業司	約1週間
2 税籍番号申請	税務当局	1日
必要書類等		
1.①申請書、②訴訟および非訴訟代理人の身分証明書のコピー(パスポートコピーの場合、住所の記入、サインおよび捺印が必要)、③訴訟および非訴訟代理人への委任状(要公証および認証)、その中国語訳、④本国における会社登記簿謄本または抄本(要認証)、その中国語訳、⑤申請代理人への委任状(要公証および認証)、その中国語訳、⑥オフィス使用同意書または賃貸契約書のコピー、⑦家屋税の納付書のコピーまたは建物所有者証明のコピー		
2.①申請書、②駐在員事務所設立登記許可書コピー、③代表者身分証明書コピー、④オフィス賃貸契約書のコピー、⑤家屋税の納付書コピー		

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や資誠聯合會計師事務所(PwC台湾)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。